

①公的介護保険でのご利用について

ご利用条件

介護保険証で「要介護1」から「要介護5」の認定を受けておられる方。

ご利用にあたっては

通院など介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する、ケアプランに基づいたサービスとなります。

利用につきましては、あなた様を担当されておられるケアマネージャーへご相談してください。

ご利用料金

燃 料 費・・・時間制運賃で、30分500円となり、その後30分毎に500円ずつ加算となります。

ヘルパー料金・・・乗降介助1回につき100円となります。

※ 燃料費とヘルパー料金の合計金額がご利用料金となります。



(この車両は日本財団からの助成金で購入しております。)

(78条許可自家用自動車)
さつま町社会福祉協議会の訪問介護事業所等の専門スタッフが目的に沿って移動のお手伝いをしますので、安心してご利用いただけます。



②介護保険以外でのご利用について(自由契約)

ご利用条件

- ・身体障害者手帳の認定を受けている方。
- ・要支援認定(1~2)の認定を受けている方。
- ・要介護認定(1~5)の認定を受けている方。
- ・上記に該当する方のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害等の理由により単独での移動が困難な方。

ご利用目的

通院以外でも様々なご利用目的について個別の相談に応じます。

ご利用料金

時間制運賃で、30分まで1,600円となり、その後30分毎に1,600円ずつ加算となります。

また、介護が必要な方については、専門スタッフがお手伝いします。ヘルパー料金・・・乗降介助1回につき1,000円となります。

・計算例(乗車時から目的地)

	30分	60分	90分
→	初乗り(1,600円)	加算(1,600円)	加算(1,600円)



事業用登録車両で様々な外出内容に対応できるサービスとなっております。

ご利用については、**完全予約制**となっておりますのでお気軽にさつま町社会福祉協議会までご連絡ください。

お問合せ先 さつま町社会福祉協議会